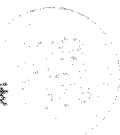




日本高野連発第11-0116号
平成24年3月2日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟
会 長 奥 島 孝 康



学生野球憲章適用規定の改正について(通達)

今般、日本学生野球協会評議員会(2月22日開催)で、日本学生野球憲章の「学生野球資格を持たない者との交流に関する規則」ならびに「学生野球資格の回復に関する規則」について、別紙の通り一部改正がなされたのでお知らせいたします。

以 上

学生野球資格を持たない者との交流に関する規則

(練習)

第2条 加盟校野球部は、日本野球機構所属のプロ野球選手と12月1日から翌1月31日の間に限り、所定の手続を経て原則として母校の施設においてのみ練習を行うことができる。

- 2 前項に関する手続については別途定める。
- 3 加盟校野球部は、プロ野球団体との合同練習を行うことはできない。

(施行日)

第6条 本規則は平成23(2011)年3月1日から施行する。

学生野球資格を持たない者との交流に関する規則 改正

(練習)

第2条 加盟校野球部は、日本野球機構所属のプロ野球選手と12月1日から翌1月31日の間に限り、所定の手続を経て原則として母校の施設においてのみ練習を行うことができる。

2 加盟校野球部は、高等学校においては都道府県高等学校野球連盟、大学においては各地区大学野球連盟が練習希望の申し出を受けた日本野球機構所属のプロ野球選手と同期間に承認された加盟校施設においてのみ練習を行うことができる。

- 3 前2項に関する手続については別途定める。
- 4 加盟校野球部は、プロ野球団体との合同練習を行うことはできない。

(施行日)

第6条 本規則は平成23(2011)年3月1日から施行する。

平成24(2012)年2月22日 改正 平成24(2012)年3月1日施行

学生野球資格の回復に関する規則

(学生野球指導者への回復)

第2条 プロ野球団体退団後、高等学校教諭として通算2年以上在職している元プロ野球団体関係者は当該学校長の申請により、当該都道府県高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を経て、日本学生野球協会において、学生野球指導者として適性審査を受けることができる。

- 2 実習助手、非常勤講師としての在職期間は、教諭歴に加えない。
- 3 臨時的任用講師(期限付任用講師)の経験は、教諭経験に準ずるものとする。
- 4 第1項の申請手続については別途定める。

(施行日)

第6条 本規則は平成23(2011)年3月1日から施行する。

学生野球資格の回復に関する規則 改正

(学生野球指導者への回復)

第2条 プロ野球団体退団後、高等学校教諭として通算2年以上在職している元プロ野球団体関係者は当該学校長の申請により、当該都道府県高等学校野球連盟、日本高等学校野球連盟を経て、日本学生野球協会において、学生野球指導者として適性審査を受けることができる。

- 2 実習助手、非常勤講師としての在職期間は、教諭歴に加えない。
- 3 特別支援学校の経験は教諭歴に加える。
- 4 中学校教諭の経験は教諭歴に加える。
- 5 高校、特別支援学校、中学校での臨時的任用講師(期限付任用講師)の経験は、教諭経験に準ずるものとする。
- 6 第1項の申請手続については別途定める。

(施行日)

第6条 本規則は平成23(2011)年3月1日から施行する。

平成24(2012)年2月22日 改正 平成24(2012)年3月1日施行